

後期高齢者医療被保険者証の更新について

平成27年8月1日から後期高齢者医療被保険者証（保険証）が新しくなります。

保険証は7月下旬に市役所から郵送しますので、8月以降、医療機関等を受診する際は、新しい保険証を提示してください。なお、古い保険証は各自破棄してください。

※前年度に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた方で、平成27年度も引き続き住民税非課税世帯となっている方は、保険証と「限度額適用・標準負担額減額認定証」を同封して郵送します。なお、住民税課税世帯となった方については、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は交付されません。

問 本庁 医療保険課医療保険G ☎52-1111 内線165

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表) 美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表) 御支 市民福祉課副社健康G ☎55-2111(代表)

国民健康保険に加入している方へ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在、常陸大宮市国民健康保険に加入している方がお持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成27年7月31日までです。平成27年8月以降も引き続き限度額適用認定証等をお使いになる場合は、再度申請を行う必要があります。

申請を希望する方は、本庁医療保険課または各総合支所市民福祉課の窓口で手続きをしてください。なお、申請は随時受け付けますが、限度額適用認定証等が使用できるのは、申請した月の1日からです。

○手続きに必要なもの

国民健康保険被保険者証・印鑑（朱肉を使うもの）

市民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院期間が91日以上の方は、入院期間を確認できる書類（医療機関の領収書など）

※平成26年中の所得の申告をしていない方、国民健康保険税に未納がある世帯の場合、交付されないことがありますのでご注意ください。

【限度額適用認定証等について】

入院や外来等で医療費が高額になる場合、国民健康保険被保険者証とともに限度額適用認定証等を医療機関等の窓口で提示することで、一医療機関ごとのひと月分の医療費の負担（保険適用分）が自己負担限度額までになります。

また、限度額適用認定証等は事前の申請が必要です。申請が必要な方は下表のとおりです。

区 分		認定証申請手続き	保険証とともに医療機関等に提示するもの
70歳未満の方	市民税非課税世帯	申請をしてください	限度額適用・標準負担額減額認定証
	市民税課税世帯		限度額適用認定証
70歳以上の方	市民税非課税世帯		高齢者受給者証 及び限度額適用・標準負担額減額認定証
	市民税課税世帯		申請の必要はありません

※この場合の市民税非課税世帯とは、世帯主と同一世帯のすべての国民健康保険被保険者が市民税非課税の世帯です。なお、市民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代も減額になります。

※自己負担限度額は所得区分等で異なります。詳しくはお問い合わせください。

問 本庁 医療保険課医療保険G ☎52-1111 内線165

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表) 美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表) 御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)